

アメリカミンク

目科名：食肉目イタチ科
学名：Neovison vison
原産地域：北アメリカ

【どんな被害を引き起こすのか】

生態系：在来動物の駆逐

- ・北海道ではタンチョウのひな、長野県では水鳥が食べられている
- ・在来の小型哺乳類や両生類を餌として食べる
- ・食べ物、すみか等の奪い合いによる在来のニホンイタチやテンの減少
- ・寄生虫の持ち込みの可能性
- ・在来イタチ類へのアリューシャン病感染のおそれ

産 業：養鶏業や漁業への被害

- ・養鶏、養魚場での食害
- ・放流魚の食害

胴長短足で流線型の体形



- ・頭から尻までの長さ（頭胴長）はオス40cm前後、メス35cm前後
- ・尾長はオス25cm前後、メス20cm前後
- ・体重はオス1.5～2.0kg、メス0.7～1.0kg

毛色は黒褐色、
黒色、灰色と様々



【間違わないで！】

イタチ科の動物はオスとメスで体の大きさが違うので注意！

【生息場所・行動・食べ物】

- ・河川、湖沼等の水辺に生息
- ・水辺の木の根元や岩の下等に複数の巣を持つ
- ・冬でも水に入り、活発に活動
- ・夜行性だが、日中も活動
- ・小型哺乳類、鳥類、甲殻類、魚類等を捕食する肉食性
- ・獲った餌を貯食する習性あり
- ・1頭ずつなわばりを持つ
- ・雌雄間のなわばりは重複することが多い（同性間は重複しない）



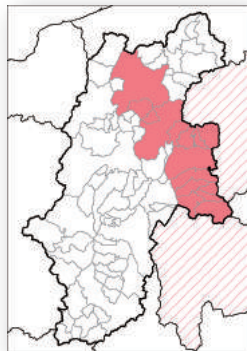
夏毛は暗い黄褐色で頭部が黒色
冬毛は明るい黄褐色で頭部が白色

頭胴長：オス45cm前後、メス40cm前後
尾長：オス30cm前後、メス20cm前後
体 重：オス1.5～2.0kg、メス1.0kg前後

【どこまで広がっているか】

長野県では

- ・1980年代に、千曲川上流部で飼育個体が野外に逸出
- ・千曲川沿いに分布を拡げ、佐久地域に定着
- ・上田、長野でも生息情報あり
- ・佐久地域では捕獲対策中



2019年現在
■ 定着
▨ 一部地域に定着

全国では

- ・1928年頃、毛皮採取の目的で、北海道へ持ち込み
- ・1960年代以降、野生化
- ・現在、北海道、宮城、群馬、福島、新潟等で生息確認



口元が白く、全身が茶褐色
腹面は淡褐色

頭胴長：オス35cm前後、メス25cm前後
尾長：オス17cm前後、メス10cm前後
体 重：オス0.7kg前後、メス0.2kg前後

3種の中で一番小さい

遠目では黒褐色のアメリカミンクとの区別が難しい

※アメリカミンクは定着先での生態が分かっていないため、長野県では時期がずれる可能性あり

【生活史】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
交尾			出産			子育て					
			<ul style="list-style-type: none"> 平均4頭(2~8頭)の仔を産む 			<ul style="list-style-type: none"> 仔は生後2ヶ月すぎまでは母親と暮らし、秋までにはおとなと同じくらいの大きさに成長 					

【防除方法】

通報 早期発見が最も重要！

- アメリカミンクを目撃したり、痕跡を確認したら市町村または県地域振興局環境課に連絡する

侵入抑止 拡大を防ぐ

- 養魚場や池等を細かい網目のネットや電気柵で囲う

個体の捕獲 根絶を目指す

◎ 捕獲許可が必要になります (お住まいの市町村または県地域振興局環境課に必ず相談を！)

- 計画を立てる
 - ・ 守りたいもの、駆除したい範囲、現状の推定生息数等を把握し、防除の計画を立てる
- 箱わなを使用
 - ・ わなは、目撃や被害のあった場所に設置し、設置後は1日1回見回る
 - ・ 餌は、生魚、シシャモ、魚肉ソーセージ等
 - ・ 捕獲結果を記録する(わなの設置日、回収日、設置場所、捕獲結果等)
 - ・ 捕獲個体の処分方法については、事前に市町村等に確認しておく

情報収集 拡大を防ぐ

- 生息状況や生態の情報を収集、蓄積する
 - ・ アメリカミンクは、生息状況や新たに定着した場所での生態が不明な部分が多い
 - ・ 水に入る黒っぽいイタチのような動物はアメリカミンクの可能性が高い
 - ・ 目撃や痕跡を確認したら、自動撮影カメラで撮影する
- ※県では、目撃情報、捕獲個体を収集し、対策を講じるための現状把握を行っています



箱わな



捕獲時の様子

佐久漁協と南佐久南部漁協が防除実施計画を策定して防除に取り組んでいます

アメリカミンク等、既に野生化している特定外来生物については地方自治体や民間団体等が「防除実施計画」を策定・申請して、国の確認(認定)を受けると、捕獲や処分等の「防除」がスムーズに実施できます。

「確認(認定)」を受けるとどんなメリットがあるの？



A

防除実施計画に定めた知識や技術を有する者であれば、捕獲に必要な狩猟免許がなくても、捕獲が可能になります。また、生きたままの運搬等を伴う防除が可能となり、捕獲頭数にも制限がありません。

<手続きの方法>

- ① アメリカミンクの防除を行う区域、期間、防除の進め方等を記載した「アメリカミンク防除実施計画」を作成する
 - ② 策定した実施計画をもとに主務大臣(農林水産大臣、環境大臣)に申請を行う
 - ③ 計画の内容が要件を満たせば、確認(もしくは認定)を受けられること
- ※具体的な手続きについては、信越自然環境事務所へお問い合わせください

【防除実施事例】

捕獲個体解剖分析(県実施の事業)

- 調査内容
 - ・ 解剖調査による個体分析
 - ・ 寄生虫検査
 - ・ 痕跡調査や自動撮影カメラ調査、糞DNA調査を実施
- 調査結果
 - ・ 平成30年度の寄生虫類の調査では、人を含めた哺乳類及び鳥類に感染した場合に重篤な神経症状を引き起こす寄生虫は発見されなかった
 - ・ 分布最前線と考えられる長野市周辺における平成30年度の痕跡調査や自動撮影カメラ調査、糞DNA調査では、生息情報は得られなかった

今回の調査で生息情報が得られなかったのは、

- ・ 侵入初期は低密度で情報が得られにくい
- ・ 川幅がひろがり、広大になると生息場所の特定が難しくなる

等の要因が考えられるが…

生息密度が低い時こそ
対策に取り組んでいくことが大切!
被害が大きくなってきた時には、生息密度は既に高く、
対策の労力は、2倍3倍にふくれあがる!